

都市計画 東伏見公園 事業のあらまし

公園・緑地ができるまで

Q & A



事業認可がされると強制的に追い出されるの?



家が老朽化したので建て替えたいのですが。



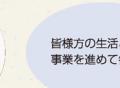
これから的人生設計を考えると、今、土地を譲渡して他の土地に移りたい。



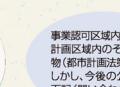
島に事業に入ると言われても困るんですが。



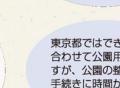
事業の予定を示してもらわないとい。生活設計ができないよ。



皆様方の生活と調整を図りながら、事業を進めて参ります。



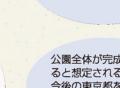
事業認可区域内では、原則、建て替えはできません。計画区域内のその他の区域では移転容易な建築物(都市計画法第5条の範囲)の建築は可能ですが、しかし、今後の公園事業に係わることですので、下記(問い合わせ先)にご相談ください。



東京都ではできる限り、皆様方の生活設計に合わせて公園用地を確保したいと考えていますが、公園の整備計画との関係や事業認可の手続きに時間がかかることがあります。予算には限りがあることを等をご理解ください。



できる限り、公園の事業に関する説明の場を設けたいと考えています。



公園全体が完成するまでは長い時間がかかると想定されるので、事業のスケジュールは今との東京競馬を取り巻く状況によっても変化していく予定です。その後の正確な情報を皆様方にお話しできるように努力してまいります。

東伏見公園に関するお問い合わせは…

東京都建設局公園緑地部 計画課 公園計画係
〒163-8001 東京都新宿区西早稲田2-8-1 第二本庁舎23N
TEL 03-5320-5371 FAX 03-5388-1532

建設局ホームページ <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/>

表紙写真
(左)秋葉原帝都酒店 (右)千駄木山広場のナメモモ

東伏見公園に関するお問い合わせは…

東京都建設局西部公園緑地事務所 工事課 事業係
〒178-0005 東京都武蔵野市高幡山1-17-59
TEL 0422-47-0192 FAX 0422-49-8318

平成20年度 登録第6号

 PRINTED WITH SOYINK

本誌は植物油で印刷しています。

R2100 (5)

